

第7回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年8月5日（水）9時25分～10時19分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

（1）鳥取県最低賃金の改正審議

（2）その他

5 資料目次

（1）令和7年度業務改善助成金交付決定実績

机上配布資料

（1）賃金引き上げの支援策（厚生労働省）

（2）令和8年度業務改善助成金の案内（厚生労働省）

（3）持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金（鳥取県）

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

ただ今から第7回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は委員全員が出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

本日の専門部会も公開としており、10名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の方々は、お配りしている注意事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 昨日までの状況ですが、第6回専門部会で提示いただいている金額は、労働者側が1,132円、使用者側1,051円ということで、金額差は81円あります。これをできるだけ縮めていただくというのが今日やらなくてはならないことと思います。

金額審議に入りたいと思います。金額審議に入る前に、追加の資料の説明を事務局からお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 資料ナンバー1を御覧ください。こちらは、令和7年度の業務改善助成金交付決定の実績です。令和7年度の交付実績は、交付件数158件、交付金額が約2.3億円です。過去の推移を見ますと、令和3年度以降急増していた利用件数は、令和6年度の192件をピークに減少に転じています。担当部署に確認したところ、減少の要因として、申請期間が前年度より約3か月短くなったことが要因の一つと伺っております。申請期限が、令和6年度が12月末だったのに対して、令和7年度は最低賃金の発効日の前日までということで、10月3日までとなっております。

活用の実績としまして、宿泊・飲食業、医療・福祉、製造業、小売、サービス業に集中しています。これらは、最低賃金水準に近い労働者が多い業種であり、制度の目的である賃金底上げ支援と一致しています。投資の内容の傾向は、機器、設備導入が7割以上の114件、システム導入が13件、自動車購入が13件、研修ゼロ件となっており、実態としては設備投資中心の制度として活用されているようです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

事務局から説明をいただいた内容について、意見、質問等ありますでしょうか。

石川委員、お願いします。

○石川部会長代理 鳥取県企業支援課がやられている賃上げ補助金のデータを公益委員には、頂いておりまして、そこでは、令和7年度、持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金が令和7年に565件、令和8年では、現状44件使われたとなっております。アンケート結果では、助成金があるのは知っているが、使っていないという答えがあり、それほど使われていないのではないかと指摘もありましたが、活用されているところは結構活用されているため、県、国の支援が重要な機会になっているのではないかと思いますところでは。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員 先ほどの説明の中で、令和6年から令和7年で申請期間が短くなったということが要因としてあるのではないかと説明がありましたが、今年度は、11月末までとなっています。国の制度になるので、申請期限があることは理解していますが、やはり幅広く、この制度を利用していただくという観点から、令和6年のように、申請期間を長くすることを国に要請すべきだと思います。最低賃金及び賃金に上昇の流れもあるため、支援制度を幅広く周知し、また、利用促進をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。事務局から、要望等をお願いしたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

(なし)

最初に、私と西村委員、山下委員の三者で10分打合せをさせていただきます。

会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 4階小会議室を案内します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 まだ提示金額に差が開いているため、この差を少しでも縮められるように審議をいただきます。

労使分かれての審議を20分程度行っていただきます。

会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働者側は3階労働基準部長室、使用者側は4階小会議室を案内します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 皆様お戻りになられましたので、新たな金額が出せるようであれば提示をいただきたいと思います。

山下委員、お願いします。

○山下委員 今の提示金額では乖離が大きいので、歩み寄りをしたいと思います。新たな提示金額の根拠は、以前お配りした資料の、通常の事業の支払能力に鳥取県の短時間労働者の女性の平均時給1,118円という指標があります。この指標は、労総者側は、3要素における通常の事業の支払能力があると判断していることも含めて、妥当な金額であると合意をしました。したがって、1,118円を提示いたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側から1,118円という新たな金額の提示をいただきました。

使用者側、西村委員、お願いします。

○西村委員 私どもも、歩み寄りという観点で、新しい金額を提示させていただきます。食料品などの生活用品に係る体感的な物価上昇は、数値で表される消費者物価指数とはかなり異なっているという印象があることを踏まえまして、審議の終盤を迎えるに当たり、労使の歩み寄りの観点で、提示額の見直しをさせていただきたいと思います。

見直しの根拠となる指標は、2013年の1月に日本銀行と政府が出した共同声明の中にある物価安定の目標というものです。これは、これから先ずっと目標にしていくものとされており、消費者物価の前年比上昇率2%という数値が出ております。それとは別に、政府が、いわゆる実質賃金の上昇も求めており、物価上昇を1%程度上回る賃金の上昇を目指すということを公表しております。この2つ、消費者物価の前年比上昇率2%に1%を加えるということの合計3%、これが将来にわたって日本が目指すべき上昇の流れだということを踏まえ、合計の3%、これ金額に直すと、出来上がり1,061円、31円アップという数字に改めさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側からは新たな提示額、1,061円ということで提示いただきました。

何か意見等ありますでしょうか。

(なし)

中野委員からお配りいただいた資料について説明をしていただきます。中野委員、お願いします。

○中野委員 昨日も口頭にて簡単に国の支援策、県の支援策について説明させていただきましたが、皆様との共通認識という意味で、実際に紙の資料を使いながら、ポイントについて簡単に説明させていただきます。

まず、「賃金引き上げの支援策」を御覧ください。最低賃金の改定に当たり、この資料のうち、業務改善助成金、キャリアアップ助成金が使用できると思っています。

業務改善助成金は、賃上げ最低50円以上されたところに対して、一定の要件の下に助成するという内容になっています。内容が、「令和8年度業務改善助成金のご案内」に詳しく書いてありますので、ポイントをかいつまんで説明いたします。

昨年度と大きく違う点は、昨年は、30円以上の引上げでこの助成金が使えましたが、今年度は50円以上の引上げが必要と改定されています。また、この助成金が使えるのは中小企業で、解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないことが条件になっています。

申請期限は、令和8年9月1日から、申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日、又は、同年11月30日のいずれか早い日となっているため、今は申請ができません。昨年は、4月16日から、2回に分けて申請が可能でした。業務改善助成金を使おうと思いますと、申請期間が9月1日から1か月しかないため、何を買いこむか見積りを取り、賃金を幾ら上げるのかを8月末までに確定するといった準備が今から必要になるかと感じています。

業務改善助成金の50円コースを見ていただくと、賃金を上げた労働者数で上限額が決まってきます。10人以上の労働者の賃金を引上げる、事業場規模30人未満の事業者は、130万円の上限となっています。また、助成率は、事業場内最低賃金が1,050円未満の企業は、5分の4になります。

2枚目を見ていただくと、基本的にはパソコン、自動車といったものはこの特例事業者の対象にはならないとされています。

賃金引上げに当たっての注意点では、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引上げないといけないとされており、また、この事業所で働く人の最低の賃金額は幾らですよというのを就業規則にも規定して届け出ないとされているため、早めにスタートしないと今年は間に合わないということになります。

最後のページを見ていただくと、交付申請書を提出し、審査の上いいですよというのが出ていないと機器等の購入はできないと記載されています。9月1日から申請が始まり、

その審査にどの程度時間がかかるか分かりませんが、1か月、2か月後に許可が下りてからじゃないと購入できないということも起こりえます。そこにタイムラグがあると、なかなか大変かなというところになっています。

キャリアアップ助成金についても、賃金規定等改定コースというのがあり、賃上げに際して使えるかなと思っています。これは、中小企業に勤務する非正規労働者の方が対象になります。その方々の基本給を3%以上増額し、就業規則の改定、届出を行う。それから6か月後に、実際に賃金が上がった人の人数を届出ることになります。こちら、10月初旬には賃金を上げないといけないため、9月中には就業規則の改定、届出をしなければならず、相当急がなければ間に合わないような助成金になります。助成金額は一人当たりの引上げ率に応じて決まるため、仮に6%の場合、一人6万5,000円、パートの方が10名おられたら65万円というイメージを抱いていただければ良いかと思います。

緑色の資料は、鳥取県の賃上げの生産性向上支援補助金になります。この補助金には、収益力強化型と大規模成長投資型の2種類あります。大規模成長投資型はハードルが高いため、ほとんどの方は収益力強化型を申請されていると思います。要件は、令和6年10月以降の任意の3か月と別の3か月間を比べて、最低3%以上賃金が引上げられていれば申請できます。そのため、今からでも取り掛かれる内容になっています。

さらに、2番目にあるパートナーシップ構築宣言を宣言してくださいということです。

3番、4番は大規模成長投資型になりますので、割愛させていただきます。

この助成金の申請にも計画申請が要しますが、申請期限を6月30日から9月30日まで延長しています。そのため、県の助成金を使う場合も9月末までに計画申請しないといけないことになります。

鳥取県の助成金は、国の助成金と流れが違っており、申請をした後で機器等の購入が可能です。認定決定を待つ必要はありませんが、認定決定で否決されたときは補助は出ないことになります。補助率は2分の1、平均給与支給額を5%以上上げると、3分の2の補助になります。上限は、従業員規模で変わり、20人未満の企業は上限200万、40人以上だと500万ということで、上限はかなり高いと思います。

皆様の共通認識ということで、説明させていただきました。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

何か質問、意見等ありますでしょうか。

山下委員、お願いします。

○山下委員 丁寧な説明ありがとうございました。大変分かりやすく説明をしていただいたと思います。

国の制度である助成金制度が、使いにくくなっていくというのはいかななものかと思います。賃金引上げが行われる中で、鳥取県は独自に、賃上げ・生産性向上補助金ということを行っており、冒頭にも石川委員からお話がありましたが、500件以上利用されています。一方で、国の助成金制度については利用数が減少しているという状況が見受けられます。併用して使えるのかということもありますが、今から準備をして、9月1日に申請が開始になり、そして期日が発効日の前日までとなると、本当に期間がないのではないかなと思います。

特に小規模事業者にとっては、申請の実務をする人員の確保も大変厳しいのではないかと考えております。余談かもしれませんが、私のところに営業に来られる印刷会社の社長さんは、助成金の申請に割く時間がもったいないと、人もいないし、もうそれだったら1件でも自分が営業して仕事を取ってきたいんだということを言っておられました。小規模の事業者様というのは、人員確保も大変厳しいような実態があると思っていますので、申請期間や、時間的な猶予も含めて、利用しやすい制度になるように、労働局からも本省に伝えていただきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

この件について、事務局から何かありますか。

○高橋労働基準部長 今、山下委員からございました要請については、私どもから、本省にお伝えをしたいと思います。

また、令和6年と令和7年を比べまして、業務改善助成金の利用が減少してしまい、さらに、本年度は申請期間が短くなっているため、雇用環境均等室が、令和8年7月に3度賃上げ支援助成金セミナーを開催しています。その中で、賃上げ助成金、県の助成金の説明をしています。さらに、8月28日には、申請直前セミナーの開催を予定しており、9月の第1週には個別の相談会を開催することとしております。今回、申請期間が短くなったということもございますので、それに対して必要な対応を取ることにしております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ほかに意見ありますか。

(なし)

新たに金額提示をいただきました。労働者側が1, 118円、使用者側が1, 061円ということで、金額差は57円に縮まりましたが、まだ大きな隔たりがあるかと思います。明日以降、この金額差を縮められるように力を尽くしていただけたらと思います。本日は新たな提示額を出していただきました。両者とも歩み寄りいただきありがとうございました。本日は、これ以上、この場で審議をしても恐らく変わらないかと思うので、今日は金額審議を終わりたいと思います。

その他について、事務局からお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 次回、第8回専門部会は明日8月6日木曜日の午前9時30分からこちらの会場で行います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

結審日は2日後の7日を予定しておりますので、何とかあと2日で一致を見いだしていただきたいと考えております。

では、今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。